

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

個人の破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年は24万件、平成16年は21万件と依然として20万件台という高水準にある。

また、多重債務問題は、自殺者を生み出しているだけでなく、ホームレスや家庭崩壊、犯罪などを引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題と言える。

このような破産者や多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」が挙げられる。

現在、我が国の公定歩合が年0.10%、銀行の貸出約定平均金利が年2%程度という状況下において、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の年29.2%という上限金利は高金利であると言わざるを得ない。

しかし、突発的な資金需要、疾病等のため、出資法上の高金利で借入れをせざるを得ず、返済困難に陥る人も多く存在する。

リストラや倒産による失業や収入減などの厳しい経済情勢の中で一般市民が安心して生活できる環境のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

また、利息制限法の例外として法定以上の任意の金利を設定できる「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）第43条のみなし弁済規定は廃止すべきである。民事上無効であるはずの高金利による営業が許されていることが問題であり、このことが多重債務問題の最大の要因であると言っても過言ではない。

同様に、出資法の特例により、一定の要件を満たすことによって最高年利54.75%の金利を受け取ることを認められている日賦貸金業者（日掛け金融）の特例は直ちに廃止すべきである。また、同様の特例が認められている電話担保金融は、電話加入権が実質的な財産価値を失いつつある今日、特例金利を認める実益はなく、これも廃止すべきである。

よって、国におかれては、出資法及び貸金業規制法を上記趣旨に沿って、早急に改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

内閣官房長官

金融経済財政政策担当大臣